

人閣議第二六三号		平成九年二月一日	案
起	平成九年二月一日	上奏	決定
裁可	平成年月日	平成年月日	施行
平成年月日	平成年月日	平成年月日	平成九年二月二日
内閣總理大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
内閣總理大臣	内閣官房長官	内閣官房副長官	内閣参事官
下稻葉 国務大臣	島 村 国務大臣	瓦 杉 国務大臣	龜 井 国務大臣
小 澄 国務大臣	堀 内 国務大臣	上 杉 国務大臣	久 間 国務大臣
三 塚 国務大臣	藤 井 国務大臣	小 里 国務大臣	鈴 木 国務大臣
町 村 国務大臣	伊 吹 国務大臣	尾 身 国務大臣	村 岡 国務大臣
小 泉 国務大臣	自 見 国務大臣	大 木 国務大臣	谷 垣 国務大臣
一級に叙する	次長検事	北 島 敬 介	内閣
検事長に任命する			

検事堀口勝正

次長検事に任命する

一級に叙する

外務事務官 大和田 恵朗
松本 紘一

特命全権大使に任命する

俊

人事
印

法務省人任第2522号

平成9年11月21日

内閣総理大臣 殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、閣議の上、発令願います。

なお、本件は、平成9年12月1日限り定年退官予定の東京高等検察庁検事長濱邦久の後任に次長検事北島敬介を、その後任に最高検察庁刑事部長堀口勝正をそれぞれ充てようとするものであります。

記

次長検事

北島敬介

検事長に任命する

一級に叙する

最高検察庁刑事部長

検事 堀口 勝正

次長検事に任命する

一級に叙する

(平成9年12月2日付け)

1 丁		法務省		出生地		現住所		本籍	
年	月	日	事	項	出生年月日	氏名	北島敬介		
三三	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	昭和一一年一一月二二七日	氏名	北島敬介		
三四	一一	一一	東京大学法学部卒業	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
三六	一四	一三	司法修習生を命ずる	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
三七	一一	一一	司法修習生の修習終了	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
三八	一三	一四	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
三九	二五	二四	鉄道地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
四〇	一二	一二	静岡地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
四一	二八	二八	静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
四二			東京地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
四五			福岡地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
三				最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		
二七				最高裁判所	昭和一一年一一月二二七日	姓	北島		

2 丁					法務省			北島敬介	
年	月	日	事	項	法務省	東京高等検察庁	序名		
昭和四六	九	一八	千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる						
四八	三	二三	事務取扱の期間は昭和四六年一〇月八日までとする 東京地方検察庁検事に配置換する						
四九	七	一〇	アメリカ合衆国、スペイン、イタリア、オーストリア、イス、 フランス、連合王国及びオランダへ出張を命ずる						
五〇	九	一七	出張期間は昭和四九年八月七日から同年九月一五日までとする 法務事務官（法務省刑事局付）に併任する						
五一	一	二四	法務審議会幹事に併任する						
五七	四	二五	法務省刑事局付に充てる						
五三	三	二四	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する						
五八	二	二三	法務省刑事局参事官に充てる						
一二			法務審議会幹事に併任する						
			法務省刑事局参事官に充てることを解く						
			法制審議会幹事の併任を解除する						
			東京高等検察庁検事に配置換する						
			東京地方検察庁検事に併任する						
			法務省刑事局刑事課長に充てる						

3 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省
				年	月	日	事項	法務省
昭和五八	一一	一一	一四	東京地方検察庁検事の併任を解除する			法制審議会幹事に併任する	
五九	一一	一一	二〇	東京地方検察庁検事に配置換する			東京地方検察庁検事に配置換する	
六〇	一一	一一	一〇	東京地方検察庁交通部長を命ずる			東京地方検察庁交通部長を命ずる	
六一	一一	一一	一〇	東京地方検察会幹事の併任を解除する			東京地方検察会幹事の併任を解除する	
六二	一一	一一	一一	東京地方検察庁刑事部長を命ずる			東京地方検察庁刑事部長を命ずる	
一	一一	一一	一一	東京地方検察庁交通部長を免ずる			東京地方検察庁交通部長を免ずる	
五	一一	一一	一一	東京高等検察庁検事に配置換する			東京高等検察庁検事に配置換する	
併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする				法務省			法務省	
昭和六一年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				最高裁判所			最高裁判所	
併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする				最高裁判所			最高裁判所	
昭和六二年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				最高裁判所			最高裁判所	
併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする				最高裁判所			最高裁判所	
併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする				最高裁判所			最高裁判所	
昭和六二年二月三一日までとする				最高裁判所			最高裁判所	
				法務省			法務省	
				法務省			法務省	

4 丁

法務省

年

月

日

事

項

北島敬介

府

名

昭和六二
五
一五検察官特別考試審査会臨時委員に併任する
併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする

法務省

最高検察庁検事に配置換する

六三
一
四昭和六三年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する
併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする

最高裁判所

六四
五
一〇司法研修所教官に充てることを解く
昭和六三年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する

最高裁判所

六五
六
一〇

司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く

最高裁判所

六六
七
一二

秋田地方検察庁検事正に配置換する

最高裁判所

平成元
九
一〇

東京地方検察庁次席検事を命ずる

東京地方検察庁次席検事を命ずる

最高裁判所

平成元
九
一〇

最高裁判所刑事法部会委員に併任する

最高裁判所

平成元
九
一七

最高裁判所刑事法部会委員に併任する

最高裁判所

平成元
九
一〇

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる

最高裁判所

平成元
九
一四

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる

最高裁判所

省務法				年月日	事項	序法務省名
平成三	一二二	二二	二二	東京高等検察庁次席検事を配置換する		
四	一	一六	一一	法制審議会刑事法部会委員に併任する		
五	二	七	三一	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する		
八	三	二	二	東京地方検察庁検事正に配置換する		
最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる				最高裁判所	法務省	
一一	一一	一一	一一	最高検察庁検事に配置換する		
七	四	二八	二八	最高検察庁公安部長を命ずる		
八	二	一一	一一	中華人民共和国へ出張を命ずる		
出張期間は平成七年五月一七日から同月二三日までとする						
次長検事に任命する						
一級に叙する						
検察官特別考試審査会委員に併任する						
副検事選考審査会委員に併任する						
簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する						
最高裁判所	法務省	内閣				

北島敬介

年 月 日	事 項	出生年月日	法務省	
			出生地	現住所
三五	中央大学法学部卒業	昭和二二年一一月二二日	堀口勝正	本籍
三六	司法試験第二次試験合格			
三八	司法修習生を命ずる			
三九	司法修習生の修習終了			
四一	検事二級（京都地方検察庁検事）に任命する			
八	旭川地方検察庁検事に配置換する			
二〇	東京地方検察庁検事に配置換する			
八	大分地方検察庁検事に配置換する			
一六				
一				
丁				

2 丁		法務省				事項	法務省	正勝口堀
年	月	日	月	日	月			
昭和四六	一一	一二	一一	一二	一一	横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる	東京地方検察官事務取扱を命ずる	事務取扱の期間は昭和四六年一二月一一日までとする
五九	三	二六	二三	二四	二三	東京地方検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁	
五八	四	一五	五一	三	二二	東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる		
五七	三	二五	五三	三	二一	東京地方検察庁八王子支部勤務を免ずる		
五五	八	一五	五三	二四	一一	札幌地方検察庁検事に配置換する		
						札幌地方検察庁刑事部長を命ずる		
						東京地方検察庁検事に配置換する		
						東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる		
						東京地方検察庁八王子支部勤務を免ずる		
						東京高等検察庁検事に配置換する		
						東京地方検察庁検事に併任する		
						千葉地方検察庁検事に配置換する		
						千葉地方検察庁刑事部長を命ずる		

3 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省	堀口勝正
法務省	厚生省	法務省	最高裁判所	年	月	日	事項	法務省	堀口勝正
昭和六二	三	二一七	広島地方検察庁検事に併任を解除する				広島地方検察庁検事に配置換する		
六三	一二	二	かねて広島地方検察庁総務部長を命ずる				かねて広島地方検察庁総務部長を命ずる		
平成元	一	一〇	東京地方検察庁総務部長を免ずる				東京地方検察庁検事に配置換する		
二	四	一四	東京地方検察庁公判部長を命ずる				東京地方検察庁公判部長を命ずる		
三	五	一五	出張期間は平成元年三月二九日から同年四月一三日までとする				出張期間は平成元年三月二九日から同年四月一三日までとする		
四	六	一六	東京高等検察庁公判部長を命ずる				東京高等検察庁公判部長を命ずる		
五	一八	一八	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる				最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる		
六	一八	六	最高検察庁検事に配置換する				最高検察庁検事に配置換する		
七	一八	六	公衆衛生審議会委員を委嘱する				公衆衛生審議会委員を委嘱する		
八	一八	六	任期は平成四年一二月八日までとする				任期は平成四年一二月八日までとする		
九	一六	一六	奈良地方検察庁検事正に配置換する				奈良地方検察庁検事正に配置換する		

省務法				年	月	日	事項	署名
平成三	二	一	八	水戸地方検察庁検事正に配置換する				厚生省
九	八	七	二	最高検察庁総務部長を命ずる				
六	一〇	九	一〇	司法修習生考試委員会委員を委嘱する				
四	一四	一九	一九	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する				
	八	二〇	二〇	最高検察庁刑事部長を命ずる				
				最高検察庁総務部長を免ずる				
				検察官特別考試審査会臨時委員に併任する				
				併任の期間は平成八年一二月三一日までとする				
				矯正保護審議会委員に併任する				
				併任の期間は平成九年一〇月一九日までとする				
				最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員を免ずる				
				法制審議会刑法部会委員に併任する				
				司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く				
				検察官特別考試審査会臨時委員に併任する				
				併任の期間は平成九年一二月三一日までとする				
				法務省	最高裁判所			

内閣
印

法務省入任第2521号
平成9年12月 2日

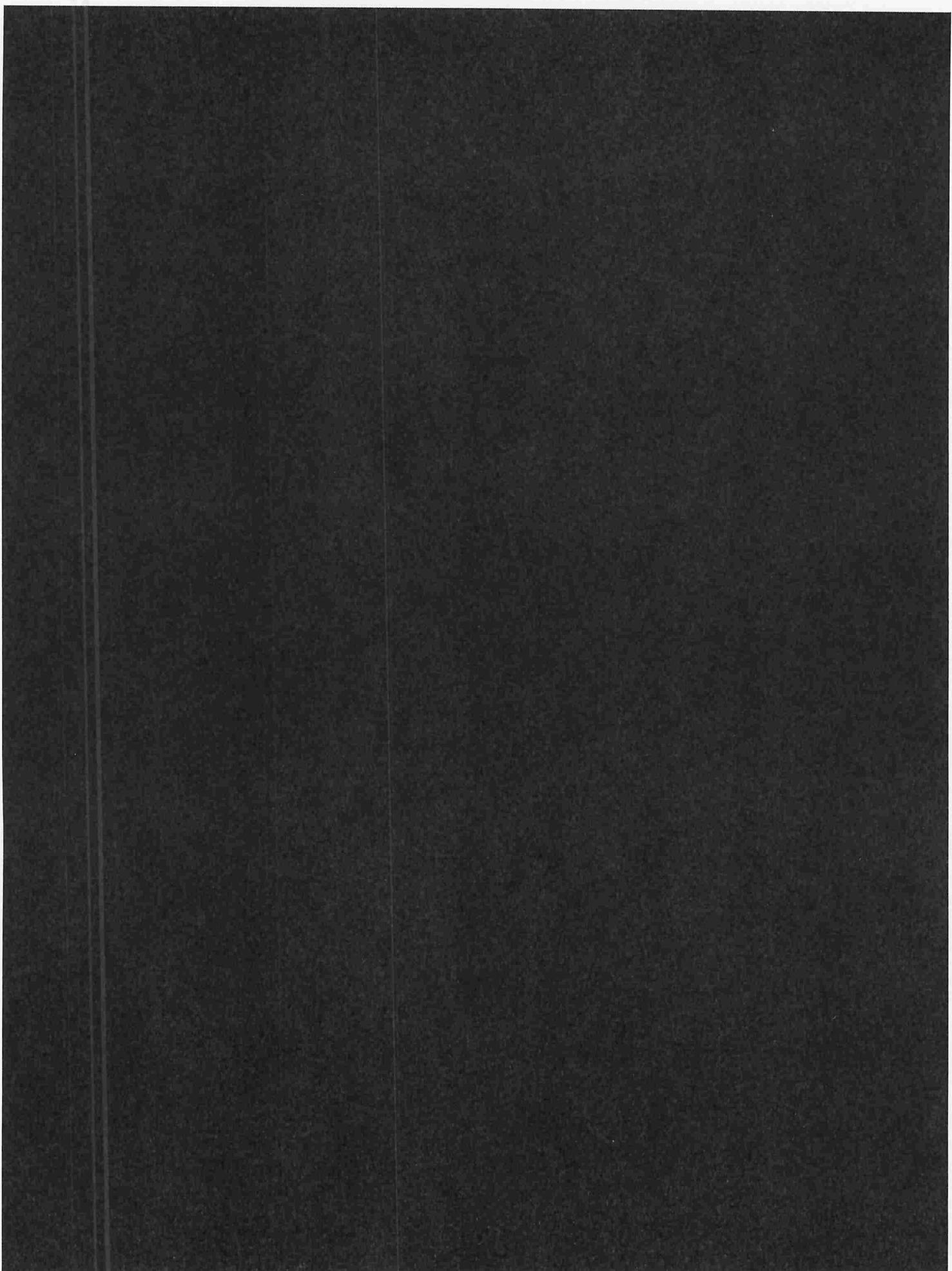
内閣総理大臣 殿

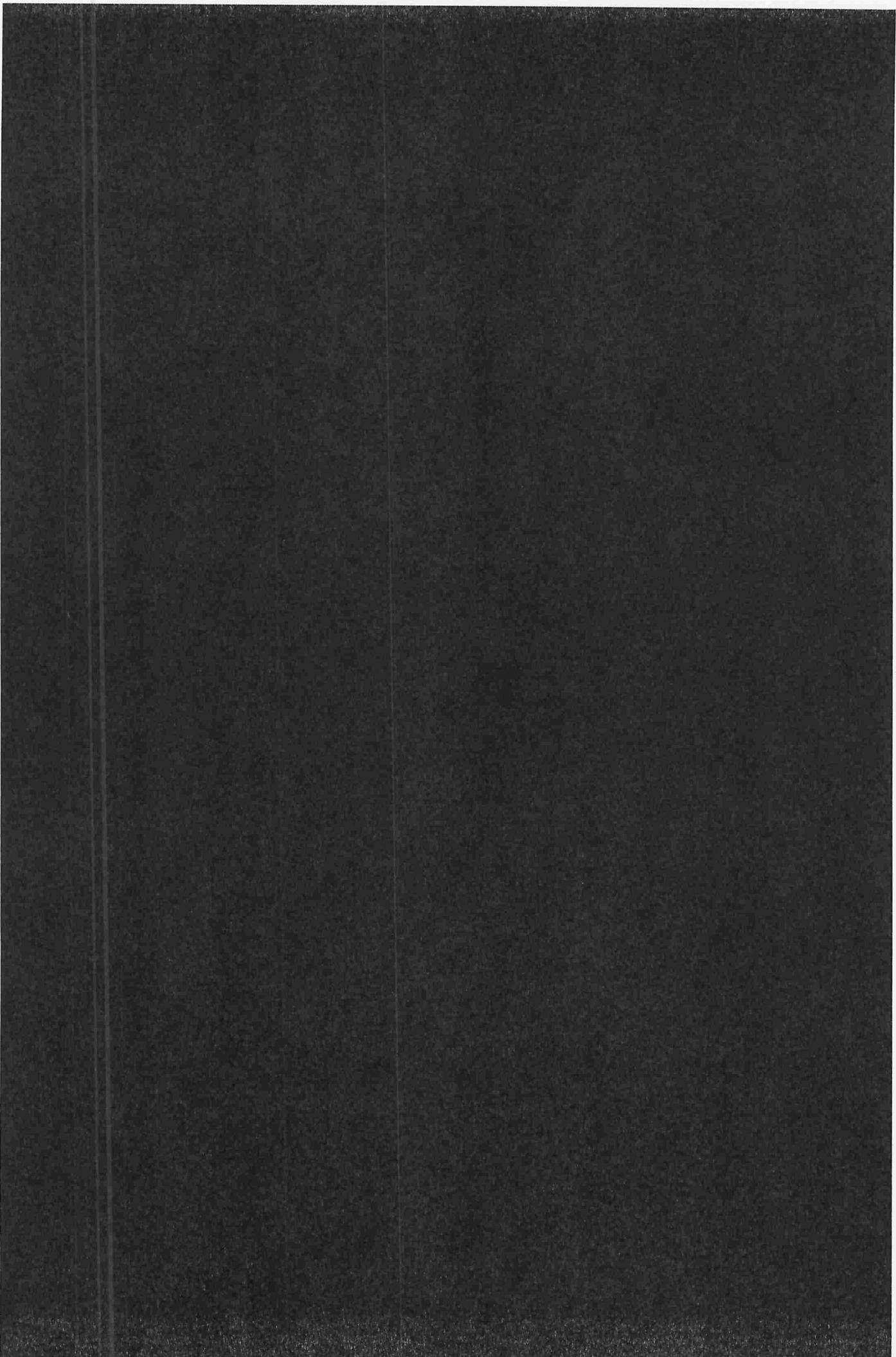
法務大臣

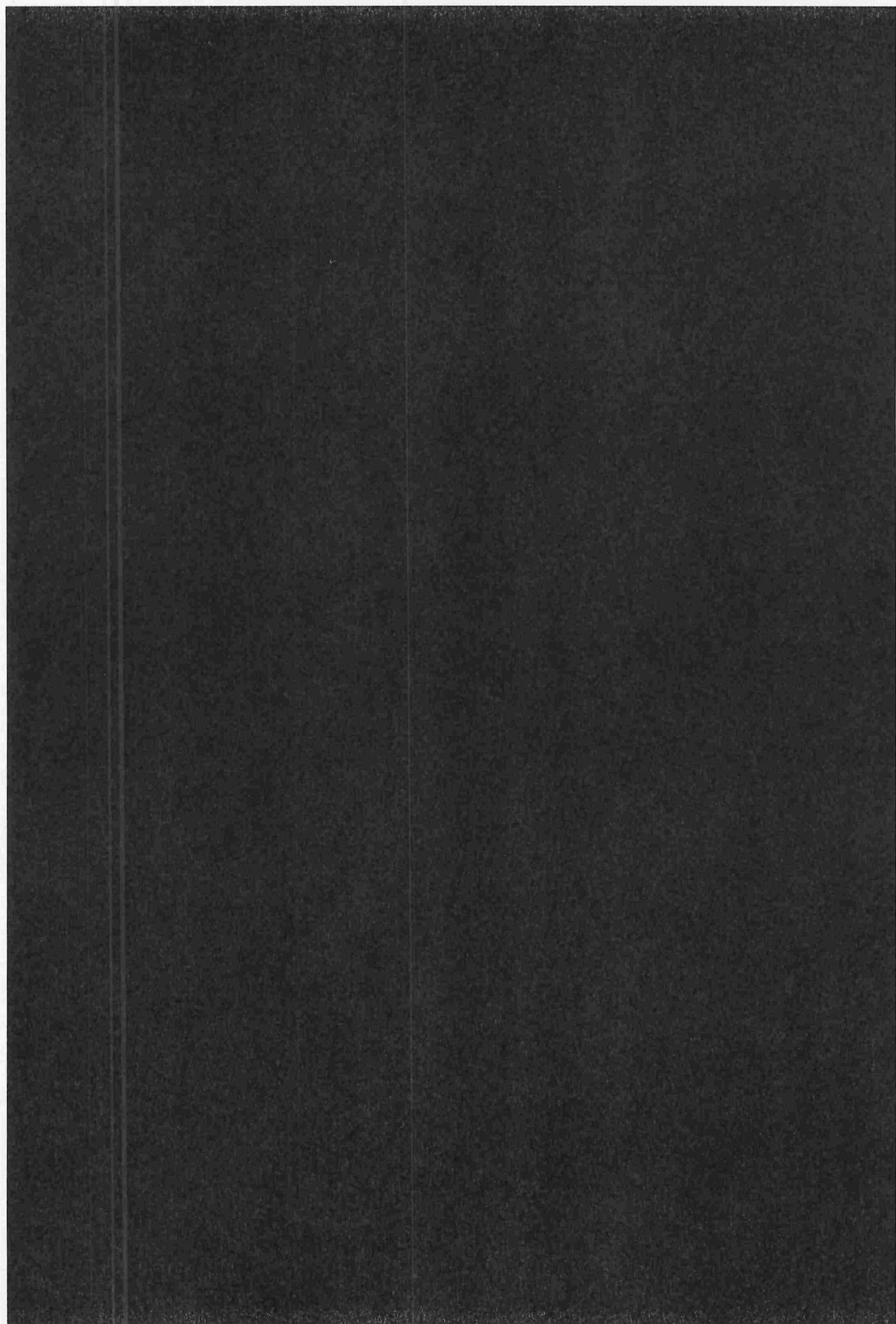


検事長の定年退官について（通知）

東京高等検察庁検事長濱邦久は、検察庁法第22条の規定により平成9年12月1日限り定年退官したので、通知します。

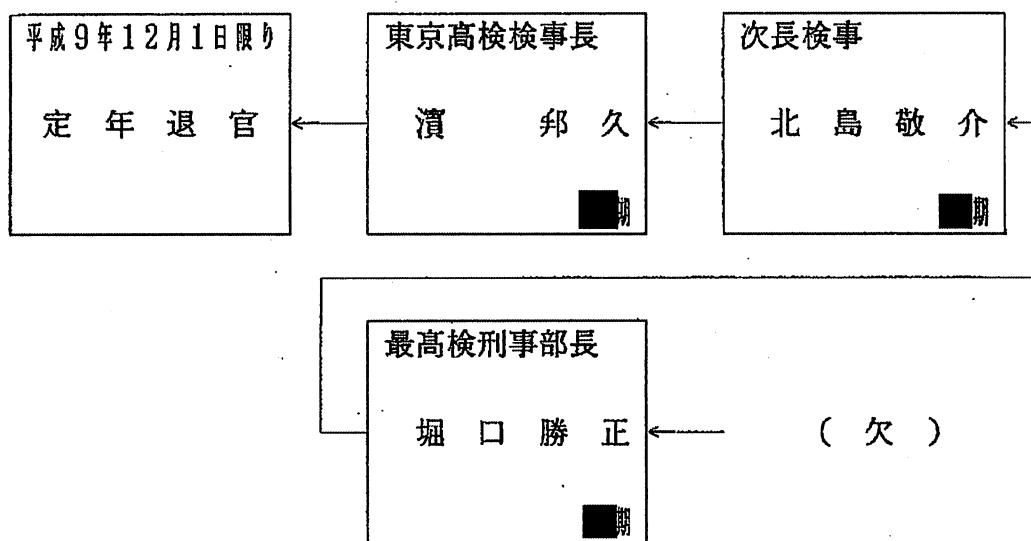






異 動 図 (閣議人事)

◎平成9年12月2日付け



外人第 917号
平成9年11月28日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 小渕恵三 殿

外務大臣 小渕恵三

閣議決定人事について

下記のとおり発令を願います。

記

(大臣官房) 外務事務官 大和田 恵朗
(国際協力事業団理事) 松本 紘一
(在スラバヤ日本国総領事館総領事) 外務事務官 松本 俊

特命全権大使に任命する

(以上12月2日発令)

おって、大和田大使にはユーゴースラヴィア国駐箚、松本(紘)大使にはジョルダン国駐箚、松本(俊)大使にはジャマイカ国駐箚を命ずるものである。

履歴書

本籍

氏名

大和田のりあき

出生地

出生年月日

昭和一二年六月七日生

年号

月

日

事

項

省庁名

昭和三六

九

二〇

外務公務員採用上級試験合格

東京大学法学部第二類卒業

三七

三

四

外務事務官に任命する

条約局勤務を命ずる

在ドイツ日本国大使館在勤を命ずる

外交官補を命ずる

三等書記官を命ずる

経済局勤務を命ずる（総務参事官室）

四四

四〇

五

八

一五

二一

二七

年号	月	事項	省庁名
昭和四五	二	条約局勤務を命ずる	
四七	五	在オーストリア日本国大使館在勤を命ずる	
四八	一	在オーストリア日本国大使館在勤を命ずる	
五〇	一〇	二等書記官を命ずる	
五二	一	一等書記官を命ずる	
五六	九	アメリカ局調査官に昇任させる	
五八	一	アメリカ局調査官に昇任させる	
七	四	経済局書記官に配置換する	
一	六	経済局国際機関第二課長に配置換する	
		在イラク日本国大使館に配置換する	
		参事官を命ずる	
		在ベルリン日本国総領事館に配置換する	

履歷書

年号	月	日	事項	省庁名
昭和五八	七	一	領事を命ずる	
五九	九	一	在ドイツ民主共和国日本国大使館に配置換する	
六一	一	一	参事官を命ずる	
六三	七	一	ドイツ民主共和国駐箚特命全権大使を補佐し ドイツ民主共和国に在勤する期間公使の名称 を与える	
平成四	五	一	在デュッセルドルフ日本国総領事館に配置換する	
七	二七	一	総領事を命ずる	
一一	一	一	特命全権大使に任命する	
一一	一	一	クウェイト国駐箚を命ずる	
一一	一	一	顧に依り本官を免ずる	

外 務 省	年号			事 項	省 庁 名
	平成 九	七 一 二	月 日		
				式部官（式部副長）に採用する 外務事務官（大臣官房）に転任させる	

年号	月	日	事項		省庁名
			昭和四五	四八	
			二〇	九	国際連合局勤務を命ずる
			一〇	二八	経済協力局技術協力第一課勤務を命ずる
			一	一	在アメリカ合衆国日本国大使館在勤を命ずる
					二等書記官を命ずる
					二等書記官を命ずる
					一等書記官を命ずる
					在ガーナ日本国大使館在勤を命ずる
					中近東アフリカ局アフリカ課に配置換する
					中近東アフリカ局アフリカ第二課長に昇任させる（政令第五八号）
					在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に配置換する
					在欧亜局西欧第二課長に配置換する
					五八
					五六
					二
					一〇
外務省	参事官を命ずる	換する			

年号	月	日	事項		省庁名
			事	項	
昭和六〇	九	一六	在ニューヨーク日本国総領事館に配置換する		
平成元	九	一五	大臣官房外務参事官に配置換する		
三	四	一	大臣官房審議官に昇任させる	領事を命ずる	
二	二	一	条約局に併任する	条約局に併任する	
一	一	一	条約局に併任する	大臣官房審議官に昇任させる	
六	一	一	参事官を命ずる	条約局に併任する	
一〇	一	一	在中華人民共和国日本国大使館に配置換する	参事官を命ずる	
一九	一	一	中華人民共和国駐箚特命全権大使を補佐し中華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える	参事官を命ずる	
辞職を承認する					

外務省

年号	月	日	事項	省庁名						
					昭和五〇	一	二九	在オランダ日本国大使館に配置換する	欧亜局西欧第一課勤務を命ずる	一等書記官を命ずる
平成三	六三	六〇	四	五九	五七	九	二〇	国際連合局政治課に配置換する	外務省研修所に配置換する	外務省研修所指導官に昇任させる
二	一	六〇	八	一九	三	一九	二〇	外務省研修所教務主事を命ずる	休職にする（フォーリン・プレスセンター総括企画課長）	外務省研修所指導官に昇任させる
一〇	一六	六二	一二	二	復職させる	大臣官房総務課企画官に配置換する	大臣官房調査官に配置換する	大臣官房総務課企画官に配置換する	在オランダ日本国大使館に配置換する	在オランダ日本国大使館に配置換する

外 務 省	年号		月		日		事 項	省 庁 名
	昭和三五	八	三九	四	五	一		
一〇	四七	二一七	一五	四一	五二	一六	休職にする（ＵＮＤＰ東京事務所）	經濟局經濟統合課勤務を命ずる（組織令改正）
一	二一七	在ニュー・ジーランド日本国大使館在勤を命ずる	大臣官房勤務を命ずる	復職させる	大臣官房勤務を命ずる	在プレトリア日本国総領事館在勤を命ずる	在プレトリア日本国総領事館在勤を命ずる	副領事を命ずる
		三等書記官を命ずる	三等書記官を命ずる					
		二等書記官を命ずる	二等書記官を命ずる					

年号	月	日	事項	省庁名
平成三	二	一〇	参事官を命ずる	
	五	二〇	在カンザス・シティ日本国総領事館に配置換	
	八	三	総領事を命ずる	
	一		在スラバヤ日本国総領事館に配置換する	
			する	

閣 議 説 明 メ モ

閣議日 12月2日 (火)

発令日 12月2日 (火)

●特命全権大使に任命する

ユーゴースラヴィア国駐箚を命ずる

外務事務官 (大臣官房)

大和田 惠 朗

(1992年7月、ユーゴースラヴィア国内の民族紛争激化のため、中村泰三大使 (当時) に帰朝を命じ、その後、大使不在の状態であったが、我が国政府は、97年5月20日、「新ユーゴー」を国家承認し、外交関係を開設、日・ユーゴースラヴィア関係は正常化したことにより12月2日付にて大和田大使を発令予定)

●特命全権大使に任命する

ジョルダン国駐箚を命ずる

(国際協力事業団理事)

松 本 紘 一

松 本 紘 一 → ジョルダン国駐箚
木 村 崇 之
9/12/1 命帰朝

●特命全権大使に任命する

ジャマイカ国駐箚を命ずる

外務事務官 (在スラバヤ日本国総領事館総領事)

松 本 俊

松 本 俊 → ジャマイカ国駐箚
大久保 基
9/10/20 命帰朝